

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会
省エネルギー小委員会
建築材料等判断基準WG
断熱材に関する中間とりまとめ（骨子案）

平成25年10月 日

経済産業省

建築材料等判断基準WGでは、断熱材の性能の向上に関する製造事業者又は輸入事業者（以下「製造事業者等」という。）の判断の基準等（特定熱損失防止建築材料の範囲、区分、目標年度、目標基準値、測定方法等）について審議を行い、以下のとおり中間取りまとめを行った。

1. 建材トップランナー制度の対象となる建築材料の選定

→資料4の結論を記述

2. 断熱材における特定熱損失防止建築材料の範囲【別添△参照】

→資料5の結論を記述

3. 製造事業者等の判断の基準となるべき事項等

(1) 目標年度【別添△参照】

→資料7の結論を記述

(2) 目標設定のための区分と目標基準値【別添△参照】

→資料7の結論を記述

(3) 熱損失防止性能の測定方法【別添△参照】

→資料6の結論を記述

(4) 表示事項等

1) 表示事項

2) 遵守事項

→資料8の結論を記述

4. 省エネルギーに向けた提言（案）

(1) 政府の取組

- ①熱損失防止性能の優れた断熱材の普及を図る観点から、使用者及び製造事業者等の取組を促進すべく、普及啓発等の必要な措置を講ずるよう努めること。
- ②製造事業者等の表示の実施状況を定期的・継続的に把握し、使用者（設計事務所、ハウスメーカー、工務店、現場施工者等をいう。以下同じ。）に対して熱損失防止性能に関する、正しく分かり易い情報の提供がなされるよう、適切な判断の基準の運用に努めること。
- ③トップランナー方式に基づく目標熱損失防止基準の設定については、住宅・建築物の省エネルギーを図る上で有効な手法であることから、適切な機会をとらえながら、これを国際的に普及させるよう努めること。

(2) 製造事業者等の取組

- ①断熱材の高性能化のための技術開発を促進し、熱損失防止性能の優れた製品の開発に努めること。
- ②熱損失防止性能の優れた断熱材の普及を図る観点から、使用者の熱損失防止性能の優れた断熱材の選択及び当該断熱材の適切な施工に資するよう、適切な情報の提供に努めること。

(3) 使用者の取組

- ①熱損失防止性能の優れた断熱材の選択に努めること。
- ②断熱材の使用に当たっては、断熱材が持つ性能が正しく発揮されるよう、断熱材の適切な施工に努めること。